

第124回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年6月21日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE 4階 HALL & CONFERENCE

目次

第124回 定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株式会社ヤマタネ

証券コード：9305

企業理念

信は万事の本を為す

この言葉はヤマタネグループの創業者である故山崎種二が「人の信用を得ることがすべての基本」との想いから信奉していたものであり、現在ではヤマタネグループの企業理念となっています。いかなる時代になろうとも、人と人との関係、仕事先との関係、そして国際外交の原則など、「信は万事の本を為す」は、あらゆる面で通じる言葉です。創業以来の企業理念を誠実に守りながら、新しい時代が求める企業へ、新しいステージへと、ヤマタネは常に、着実に階段を昇り続けてまいります。

経営理念 (山種経営三原則)

分に応じた経営 積み上げ主義 予算経営

ヤマタネグループでは、分をわきまえ、ひとつずつ信頼を積み上げながら、先を見据えた経営を進めていくための心構えとして、「分に応じた経営」「積み上げ主義」「予算経営」の三つの原則を経営理念として掲げています。

パーパス (存在意義)

多様な人財が集い、社会に貢献する力を生み出す

当社グループの存在意義は、社員に果敢な行動を起こす勇気を与え、事業活動を通じて豊かな社会の実現に貢献することにあります。創業者の山崎種二が15歳で上京して、丁稚奉公から身を起こし、事業だけでなく学術文化を通じて社会に貢献した志と精神を大切に、多様な人財が手と手を取り合い、一体となってステークホルダーの期待に応え、価値を提供してまいります。

コーポレートメッセージ

「続く」を支える。

いままでずっと、続いてきた。これからもずっと、続いていく。

「続く」こと、それは当たり前にも思えるかもしれませんが。

ただ、私たちは知っています。続けることの難しさを。その裏にある“想い”を。

だから、私たちは今日のお客様のご依頼に応え、明日の理想を共に考えます。

お客様が企業としての成長を目指し、安心して事業を続けられるように、

そして、社会に実りが少しでも増え続けるように。

私たちはいかなる時もパートナーとして、信頼の絆を深め、

プロフェッショナルとして、常に最適な“解”を提供し続けます。

それこそがヤマタネの存在意義であり、期待され、求められる、私たちのあり方です。

お客様と社会と共に一歩、前へ、先へ、まっすぐに歩み続けます。

ヤマタネは、あなたの「続く」を支えます。

(証券コード 9305)

2023年6月2日

(電子提供措置の開始日 2023年5月30日)

株 主 各 位

東京都江東区越中島一丁目2番21号

株式会社ヤマタネ

代表取締役社長 山崎 元 裕

第124回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第124回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第124回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.yamatane.co.jp/kessan/assembly.html>)



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東証ウェブサイトへアクセスして、銘柄名（ヤマタネ）または証券コード（9305）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ2023年6月20日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE 4階 HALL & CONFERENCE
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第124期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第124期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

4. 議決権行使のお取扱い

- (1) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。
- (2) インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使といたします。
- (3) インターネット等による議決権行使と書面による議決権行使が重複してなされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、双方が同日に到着した場合はインターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ 電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条第2項に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載していません。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 連結計算書類の「連結注記表」

③ 計算書類の「個別注記表」

なお、上記①から③は、監査役が監査報告の作成に際して監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎ ご送付している書面の項番の記載は電子提供措置事項と同一となっており、一部のページが抜けていますのでご了承ください。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



■ 株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

開催日時 2023年6月21日（水曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



■ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限 2023年6月20日（火曜日）午後5時30分まで



■ 「スマート行使」による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

行使期限 2023年6月20日（火曜日）午後5時30分まで

■ インターネット等による議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社が指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類又は議決権行使ウェブサイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2023年6月20日（火曜日）午後5時30分まで

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



パソコン・スマートフォン によるアクセス手順

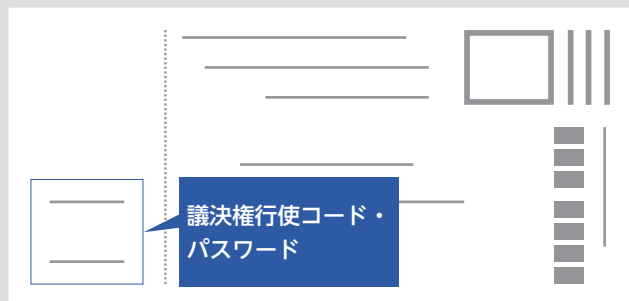
議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して
右の「QRコード」を読み取り、議決権行使
サイトに接続することも可能です。



※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につき
ましては、下記のお問い合わせ先にご相談ください。



議決権行使コード・
パスワード

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス (次へすむをクリック)

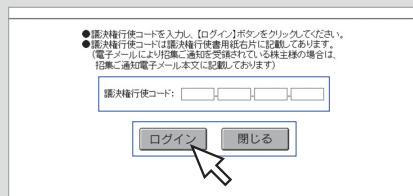
- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みください。ご
たけな方は【次へすむ】ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。



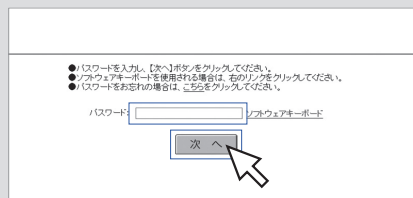
<その他のご案内>

- 招集ご通知等の電子配信ご利用のお届出の確定手続きはご自身をクリックしてください。
- 招集ご通知の電子配信を行っている銘柄をご所有の方で、すでにご登録いただいているメールアドレスなどの変更・電
の中止を希望される方は、ご自身をクリックしてください。
- 住所変更や単元未満株式の買取請求などの用紙送付のご依頼はご自身をクリックしてください。

2 ログインする (議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」 を入力し「ログイン」をクリック)



3 パスワードの入力 (議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入 力し「次へ」をクリック)



4 以降は画面の入力案内に従って賛否 をご入力ください。

! ご注意事項

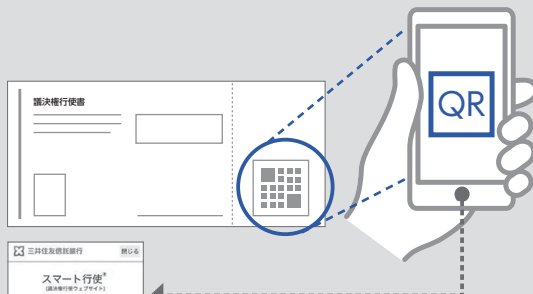
- インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使といたします。
- 書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、最後に到着したものを有効な
議決権行使としてお取扱いいたします。なお、双方が同日に到着した場合はインターネット等による議決権行使を有効
なものとしてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様
のご負担となります。



「スマート行使」による ご行使

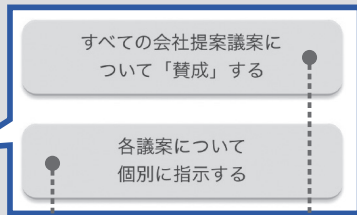
1 スマートフォン用 議決権行使ウェブサイトへアクセス

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用
議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」を
スマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



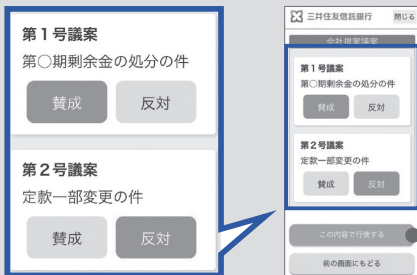
2 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト
画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



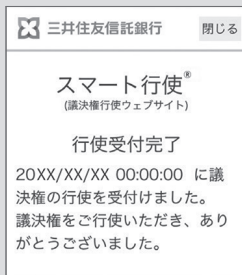
各議案について個別に指示する場合

3 画面の案内に従って各議案の賛否を ご入力ください



すべての会社提案議案について「賛成」する場合

4 確認画面で問題なければ 「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



【議決権再行使のお手続き方法について】

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の監査・監督機能を強化し、取締役への権限移譲による迅速な業務執行を可能とするため、監査等委員会設置会社へ移行し、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図ることといたしました。このため、監査等委員会設置会社への移行に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第25条を変更案第26条のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、条文の新設や削除に伴い、条数の整備を行うとともに全般にわたって所要の変更や整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本定時株主総会終結のときをもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款		変 更 案	
	第1章 総則		第1章 総則
第1条 ┆ 第3条	(条文省略)	第1条 ┆ 第3条	(現行どおり)
(機関の設置)		(機関の設置)	
第4条	当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条	当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
	(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>		(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条	(条文省略)	第5条	(現行どおり)
	第2章 株式		第2章 株式
第6条 ┆ 第10条	(条文省略)	第6条 ┆ 第10条	(現行どおり)
	第3章 株主総会		第3章 株主総会
第11条 ┆ 第17条	(条文省略)	第11条 ┆ 第17条	(現行どおり)
	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)		第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)
第18条	当社に取締役13名以内を置く。 (新設)	第18条	当社に取締役(監査等委員である取締役に除く。)13名以内を置く。 2 <u>当社に監査等委員である取締役5名以内を置く。</u>
(取締役の選任)		(取締役の選任)	
第19条	(新設)	第19条	<u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 <u>補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>〈新設〉</p> <p>〈新設〉</p> <p>〈新設〉</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>2 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2 任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了するときまでとする。 3 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。 5 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</u> 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款

変 更 案

(新設)

(取締役会)
 第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。
 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。
 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役および各監査役に対して発する。
 ただし緊急の要あるときは、この期間を短縮することができる。
 (新設)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)
 第23条 取締役会の議事の経過の要領および結果その他の法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。

(取締役の報酬等)
 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(重要な業務執行の決定の委任)
 第22条 当会社は、会社法第399条の13第6項に規定するところに従い、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会)
 第23条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。
 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。
 3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。
 ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 4 取締役全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。
 5 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。
 6 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
 7 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)
 第24条 取締役会の議事の経過の要領および結果その他の法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。

(取締役の報酬等)
 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役との責任限定契約) 第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約) 第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(監査役の数)</p>	
<p>第26条 当社は、監査役4名以内を置く。</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>(監査役の選任)</p>	
<p>第27条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>(監査役の任期)</p>	
<p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>(補欠監査役の予選の効力)</p>	
<p>第29条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始のときまでとする。</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>(常勤監査役)</p>	
<p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>(監査役会)</p>	
<p>第31条 監査役会の招集通知は会日の4日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の要あるときはこの期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</p>	<p>〈削除〉</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法) <u>第32条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>(監査役会の議事録) <u>第33条</u> 監査役会の議事の経過の要領および結果その他の法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>(監査役の報酬等) <u>第34条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約) <u>第35条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>〈新設〉</p>	<p>(監査等委員会の権限) <u>第27条</u> 監査等委員会は、会社法第399条の2第3項各号に掲げる職務を行うほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p>
<p>〈新設〉</p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第28条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>〈新設〉</p>	<p>(監査等委員会の招集手続) <u>第29条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>〈新設〉</p>	<p>(監査等委員会の決議) <u>第30条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款		変 更 案	
	(新設)	(監査等委員会規則) 第31条	監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。
	(新設)	(監査等委員会の議事録) 第32条	監査等委員会の議事の経過の要領および結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。
	第6章 計算		第6章 計算
第36条 ┆ 第40条	(条文省略)	第33条 ┆ 第37条	(現行どおり)
	附則		附則 (削除)
	1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。		

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p>（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置） <u>第124回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、本定時株主総会終結のときをもって監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（6名）は、任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	やまざき 山崎 もとひろ 元裕	再任	代表取締役社長（兼執行役員）	100 % (14回/14回)
2	つのだ 角田 たつや 達也	再任	代表取締役副社長（兼執行役員） 管理・不動産・情報担当	100 % (14回/14回)
3	すずき 鈴木 やすみち 康道	再任	代表取締役副社長（兼執行役員） 物流・食品担当	100 % (14回/14回)
4	おか 岡 のぶひろ 伸浩	再任	社外 独立 取締役	100 % (14回/14回)
5	にへい 仁瓶 しんぺい 眞平	再任	社外 独立 取締役	100 % (14回/14回)
6	まつもと 松本 ひろゆき 裕之	再任	社外 独立 取締役	100 % (14回/14回)

社外 は社外取締役候補者を示します。

独立 は独立役員を示します。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p style="text-align: center;">やま ぎき もと ひろ 山 崎 元 裕</p> <p>再任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生年月日 1963年 4月 9日生 ●所有する当社の株式の数 468,564株 	<p>1988年 4月 当社入社 1998年 1月 当社食品本部長 1998年 6月 当社取締役食品本部長 2003年 6月 当社取締役 2005年10月 当社取締役物流本部関西支店長 2007年 4月 当社取締役食品本部長 2008年 4月 当社常務取締役食品本部長 2012年 4月 当社常務取締役管理本部長 2012年 6月 当社代表取締役専務取締役管理本部長 不動産事業部・文化事業部担当 2013年 4月 当社代表取締役社長 2021年 6月 当社代表取締役社長（兼執行役員）（現在）</p>
<p>[取締役候補者とした理由] 山崎元裕氏は、各部門を経験した後、食品及び管理部門の部門長を歴任し、現在は代表取締役社長として当社の経営を担っております。経営に対する熱意と見識を持ち、リーダーシップを発揮し、その職責を十分に果たしていることから、取締役候補者いたしました。</p>		
2	<p style="text-align: center;">つの だ たつ や 角 田 達 也</p> <p>再任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生年月日 1956年 3月 2日生 ●所有する当社の株式の数 19,711株 	<p>1980年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1998年 4月 同行秘書役 1999年 4月 同行日本橋支店長 2001年 4月 同行三鷹法人営業部長 2002年10月 当社経営企画室長 2006年 4月 当社経営企画部長 2006年 6月 当社取締役経営企画部長 2007年 4月 当社取締役管理本部経営企画部長 2013年 4月 当社常務取締役管理本部長 不動産事業部・文化事業部担当 2016年 4月 当社代表取締役専務取締役管理本部長 不動産事業部・文化事業部担当 2020年 4月 当社代表取締役副社長管理本部長 不動産事業部・文化事業部担当 2021年 6月 当社代表取締役副社長（兼執行役員）管理・不動産・情報担当（現在）</p>
<p>[取締役候補者とした理由] 角田達也氏は、金融機関で培った豊富な知識と経験を当社管理部門で活かし、現在は代表取締役副社長として経営全般に対する的確な管理・監督を行っていることから、取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p style="text-align: center;">すず き やす みち 鈴 木 康 道</p> <p>再任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生年月日 1955年12月25日生 ●所有する当社の株式の数 15,065株 	<p>1979年 4月 当社入社</p> <p>2003年 6月 当社食品本部営業第一部長</p> <p>2006年 4月 当社食品本部米穀部長兼貿易部長</p> <p>2007年 4月 当社食品本部日本橋支店長</p> <p>2008年 7月 当社管理本部総務部長</p> <p>2012年 4月 当社食品本部長</p> <p>2012年 6月 当社取締役食品本部長</p> <p>2014年 4月 当社取締役管理本部総務部長</p> <p>2016年 4月 当社常務取締役食品本部長</p> <p>2018年 6月 当社代表取締役専務取締役食品本部長</p> <p>2020年 4月 当社代表取締役副社長 物流本部・食品本部担当</p> <p>2021年 6月 当社代表取締役副社長（兼執行役員）物流・食品担当（現在）</p> <p>2023年 5月 株式会社ヤマタネシステムソリューションズ代表取締役社長（現在）</p>
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>鈴木康道氏は、物流、食品及び管理部門の経験を有し、現在は代表取締役副社長として経営全般に対する的確な管理・監督を行っていることから、取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<p style="text-align: center;">おかのぶひろ 岡伸浩</p> <p>● 再任 社外 独立</p> <p>● 生年月日 1963年4月5日生</p> <p>● 所有する当社の株式の数 5,166株</p>	<p>1993年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 梶谷綜合法律事務所入所</p> <p>1997年4月 竹川・岡法律事務所設立</p> <p>2004年10月 竹川・岡・吉野法律事務所設立</p> <p>2012年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授（現在）</p> <p>2013年10月 岡綜合法律事務所設立（代表）（現在）</p> <p>2015年6月 当社取締役（現在）</p> <p>2019年3月 博士（法学・中央大学）</p> <p><重要な兼職の状況> 岡綜合法律事務所代表 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 花王株式会社社外監査役 花王グループカスタマーマーケティング株式会社監査役</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 岡伸浩氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有しており、当社の経営全般に対する監督及び助言やコーポレート・ガバナンスの向上のための助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいていることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	<p style="text-align: center;">に へい しん ぺい 仁 瓶 眞 平</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>●生年月日 1947年 9 月16日生</p> <p>●所有する当社の株式の数 2,680株</p>	<p>1970年 4 月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行</p> <p>1998年 6 月 同行取締役新宿西口支店長</p> <p>1999年 6 月 同行執行役員</p> <p>2001年 1 月 同行常務執行役員</p> <p>2001年 4 月 株式会社三井住友銀行常務執行役員</p> <p>2003年 6 月 株式会社クオーク（現SMBCファイナンスサービス株式会社）代表取締役社長</p> <p>2009年 4 月 株式会社セディナ（現SMBCファイナンスサービス株式会社）取締役副社長</p> <p>2011年 7 月 同社顧問</p> <p>2012年 6 月 ハウス食品株式会社（現ハウス食品グループ本社株式会社）社外監査役</p> <p>2016年 5 月 株式会社エンチョー顧問</p> <p>2016年 6 月 同社社外取締役</p> <p>2019年 6 月 当社取締役（現在）</p>
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>仁瓶眞平氏は、経営者として金融機関で培った豊富な経験と経営に関する高い見識を有しております。当社の経営全般に対する監督及び助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	<p style="text-align: center;">まつ もと ひろ ゆき 松 本 裕 之</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>●生年月日 1957年 5 月16日生</p> <p>●所有する当社の株式の数 1,206株</p>	<p>1982年 4 月 三井物産株式会社入社</p> <p>1997年 4 月 General Manager, Produce & Provisions Div., Mitsui & Co.(Hong Kong) Ltd., and CEO & Managing Director, MBK Central Co(HK),. Ltd.</p> <p>2000年 4 月 三井物産株式会社穀物油脂部米麦室長</p> <p>2003年 4 月 株式会社物産ライス代表取締役社長</p> <p>2006年 4 月 三井物産株式会社西日本食料部長 兼甲南埠頭株式会社取締役</p> <p>2011年 4 月 三井物産株式会社穀物油脂部長 兼輸入食糧協議会会長 兼東邦物産株式会社取締役 兼知多埠頭株式会社取締役</p> <p>2013年 4 月 三井食品株式会社取締役副社長</p> <p>2015年 4 月 三井物産株式会社食糧本部参与</p> <p>2015年10月 一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協 議会常任理事</p> <p>2016年10月 同協議会専務理事</p> <p>2020年 6 月 当社取締役（現在）</p>
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>松本裕之氏は、大手商社等で培った豊富な国際経験と食品・物流に関する専門知識を有しております。当社の経営全般に対する監督及び助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡伸浩氏及び仁瓶眞平氏並びに松本裕之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岡伸浩氏の兼職先である各会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 岡伸浩氏及び仁瓶眞平氏並びに松本裕之氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ており、原案どおり再選された場合、引続き独立役員となる予定であります。
5. 岡伸浩氏は、2015年6月24日開催の第116回定時株主総会で当社取締役に選任されており、就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって8年となります。仁瓶眞平氏は、2019年6月26日開催の第120回定時株主総会で当社取締役に選任されており、就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって4年となります。松本裕之氏は、2020年6月24日開催の第121回定時株主総会で当社取締役に選任されており、就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって3年となります。
6. 当社は、会社法第427条第1項及び定款第25条の規定に基づき、岡伸浩氏及び仁瓶眞平氏並びに松本裕之氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しており、原案どおり再選された場合には、引続き本契約を締結する予定であります。
7. 当社は、当社及び一部を除く連結子会社の取締役・監査役・執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2023年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、本定時株主総会終結のときをもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位及び担当	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	
1	つちや 土屋	おさむ 修	新任	監査役	100 % (14回/14回)	100 % (15回/15回)
2	ないとう 内藤	じゅん 潤	新任 社外	監査役	100 % (14回/14回)	100 % (15回/15回)
3	おおた 太田	りつこ 律子	新任 社外 独立	監査役	100 % (14回/14回)	100 % (15回/15回)

社外 は社外取締役候補者を示します。

独立 は独立役員を示します。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p style="text-align: center;">つちや おさむ 土屋 修</p> <p>新任</p> <p>●生年月日 1955年 9月23日生</p> <p>●所有する当社の株式の数 10,105株</p>	<p>1979年 4月 当社入社</p> <p>2008年 7月 当社食品本部日本橋支店長</p> <p>2009年10月 当社食品本部管理部長</p> <p>2011年 4月 当社管理本部経理部長</p> <p>2012年 6月 当社取締役管理本部経理部長</p> <p>2016年 4月 当社取締役管理本部経理部門担当</p> <p>2016年 6月 当社監査役（現在）</p>
<p>[監査等委員である取締役候補者とした理由]</p> <p>土屋氏は、物流、食品及び経理部門を経験し、現在は監査役を務めております。財務及び経理について豊富な知識と経験を有しており、現在当社の監査役としてその職責を適切に果たしていることから、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>		
2	<p style="text-align: center;">ないとう じゅん 内藤 潤</p> <p>新任 社外</p> <p>●生年月日 1956年 1月30日生</p> <p>●所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>1982年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 長島・大野法律事務所入所</p> <p>1991年 1月 長島・大野法律事務所パートナー</p> <p>2000年 1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー</p> <p>2006年 6月 当社補欠監査役</p> <p>2013年 1月 長島・大野・常松法律事務所顧問</p> <p>2016年 6月 当社監査役（現在）</p> <p>2020年 1月 長島・大野・常松法律事務所 シニア・カウンセラー（現在）</p> <p><重要な兼職の状況></p> <p>長島・大野・常松法律事務所シニア・カウンセラー 応用地質株式会社社外監査役</p>
<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>内藤潤氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営全般に対する監督と助言等をしていただけるものと判断しており、また、同氏は、現在当社の社外監査役としてその職責を適切に果たしていることから、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。同氏は、過去に、社外役員になること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p style="text-align: center;">おお た りつ こ 太 田 律 子</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>●生年月日 1957年11月19日生</p> <p>●所有する当社の株式の数 377株</p>	<p>1981年 4月 東京国税局入局 2013年 7月 玉川税務署長 2016年 7月 税務大学校総合教育部長 2017年 7月 東京国税局調査第三部長 2018年 8月 税理士事務所開業（現在） 2019年 6月 当社監査役（現在）</p> <p><重要な兼職の状況> 太田律子税理士事務所 ヨネックス株式会社社外監査役</p> <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 太田律子氏は、税理士として財務及び会計に関する専門的知識と豊富な経験を有しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営全般に対する監督と助言等をしていただけるものと判断しており、また、同氏は、現在当社の社外監査役としてその職責を適切に果たしていることから、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。同氏は、過去に、社外役員になること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者内藤潤氏及び太田律子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 候補者内藤潤氏及び太田律子氏の兼職先である会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 太田律子氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引続き独立役員となる予定であります。
5. 土屋修氏及び内藤潤氏並びに太田律子氏が監査等委員である取締役に選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結する予定であります。
6. 当社は、当社及び一部を除く連結子会社の取締役・監査役・執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である監査等委員である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、候補者の任期途中である2023年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、本定時株主総会終結のときをもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
やま ぐち けん いち 山 口 健 一 社外 独立 ●生年月日 1955年9月30日生 ●所有する当社の株式の数 0株	1982年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 加藤康夫法律事務所入所 1991年4月 山口法律事務所設立 2016年6月 当社補欠監査役（現在）
[補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 山口健一氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営全般に対する監督と助言等をしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者いたしました。なお、同氏は、過去に、社外役員になること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。	

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 山口健一氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 山口健一氏が監査等委員である取締役に就任する場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、山口健一氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結する予定であります。
 4. 山口健一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

5. 当社は、当社及び一部を除く連結子会社の取締役・監査役・執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、山口健一氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である監査等委員である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、本定時株主総会終結のときをもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額の設定についてご承認をお願いするものであります。

現在の取締役の報酬限度額は、1989年6月26日開催の第90回定時株主総会において、月額32百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）として承認いただき、現在に至っております。

新たな報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）員数、昨今の経済情勢、同業他社等の報酬水準を勘案し、月額32百万円以内（うち社外取締役分6百万円）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）であり、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案通り承認可決された場合、本議案に係る取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は事業報告に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に沿うものであり、指名・報酬諮問委員会において審議し取締役会へ答申した後、取締役会で決定したものであることから、本議案は相当であるものと判断しております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、本定時株主総会終結のときをもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬限度額の設定についてご承認をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮し、月額5百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案通り承認可決された場合、本議案に係る監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は監査等委員である取締役の職責及び同業他社等の報酬水準を勘案して、相当であるものと判断しております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社では、コーポレートガバナンスに関する基本方針において、取締役会の構成や役員の指名方針について定めております。

取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務執行の監督を行うため、豊富な業務経験を有している業務執行取締役と独立性を有し客観性を持つ独立社外取締役により、適切な意思決定や監督ができる体制としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者としております。業務執行取締役は、会社の業態をよく理解するとともに豊富な業務経験を有し、取締役会の構成員として、会社の重要な業務執行を決定するのに十分な判断力を有している者としております。独立社外取締役は、企業経営、リスク管理、法令遵守、財務・会計等のいずれかの分野において高い見識や豊富な経験を有し、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者としております。

監査等委員である取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、必要な財務・会計及び法務に関する知識を有する者としております。

当社の経営戦略に照らして、取締役として必要なスキルは、企業経営、営業、事業戦略・M&A、財務・会計、人事・人財育成、ESG・サステナビリティ、法務・リスク管理、事業革新・DXと考えております。第2号議案及び第3号議案が原案のとおり承認された場合における各取締役の知識・経験を有する分野は以下のとおりです。

<スキル・マトリックス>

氏名 地位及び担当	知識・経験を有する分野								属性		知識・経験を有する分野に○を付けた主な理由
	企業 経営	営 業	事業 戦略・M &A	財 務・ 会 計	人 事・ 人 財 育 成	E S G・ サ ス テ ナ ビ リ テ ィ	法 務・ リ ス ク 管 理	事 業 革 新・ D X	指 名・ 報 酬 諮 問 委 員 会	独 立 役 員	
山崎元裕 代表取締役社長	○	○	○		○	○	○	○	○ 委員		・当社物流部門・食品部門・管理部門担当役員の経験
角田達也 代表取締役副社長	○		○	○	○	○	○				・当社管理部門担当役員の経験 ・大手金融機関の出身者
鈴木康道 代表取締役副社長	○	○	○		○	○	○				・当社物流部門・食品部門・管理部門担当役員の経験
岡伸浩 取締役（社外）			○		○	○	○	○	○ 委員長	○	・弁護士 ・慶應義塾大学法科大学院法務研究科教授
仁瓶眞平 取締役（社外）	○	○	○	○	○				○ 委員	○	・大手金融機関経営者の経験
松本裕之 取締役（社外）	○	○	○		○			○	○ 委員	○	・大手商社食品部門部長の経験（海外を含む） ・大手食品会社経営者の経験
土屋修 取締役（常勤監査等委員）	○			○							・当社経理部門担当役員の経験
内藤潤 取締役（監査等委員・社外）			○		○	○	○				・弁護士
太田律子 取締役（監査等委員・社外）				○	○	○	○		○ 委員	○	・税理士 ・東京国税局部長の経験

(注) 1.上記「地位及び担当」の記載内容は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているものとなります。

2.本マトリックスは各氏の有するすべての知識・経験等を表すものではありません。

以上

事業報告

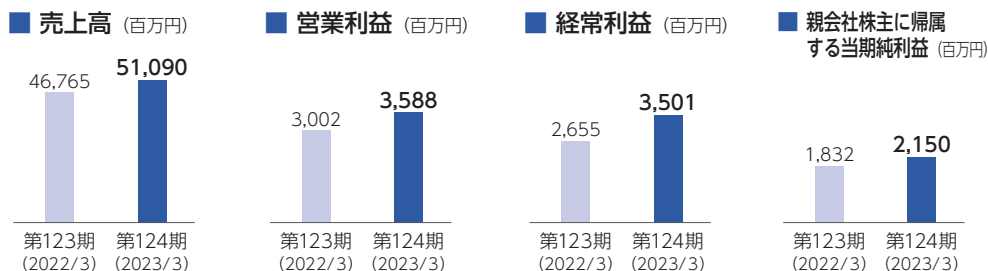
(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症への行動制限が緩和され、社会経済活動の正常化が進む中、緩やかな景気の持ち直しの動きがみられました。一方でウクライナ情勢の長期化や資源価格の高騰に伴う物価上昇、急激な円安等、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下におきまして、当連結会計年度の連結業績は、新型コロナウイルス感染症への行動制限の緩和を受け、物流部門では国内物流の荷動きは回復基調となり、国際物流においても取扱い件数は前期を上回りました。また、昨年4月に100%連結子会社となった(株)シンヨウ・ロジも業績に寄与いたしました。食品部門でも外食需要の回復や取引先シェアの拡大により販売数量が増加し、棚卸資産評価損の計上も大幅に減少いたしました。不動産部門では一昨年8月に開業したK A B U T O ONEが通年で業績に寄与いたしました。この結果、売上高は510億90百万円（前期比9.2%増）となり、営業利益は35億88百万円（同19.5%増）となりました。経常利益は受取配当金の増加や支払利息の減少等があり35億1百万円（同31.9%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益の減少等がありましたが21億50百万円（同17.3%増）となりました。業績計画に対しましては、売上高は、僅かながら業績計画を下回りましたが、利益面においては、全ての項目で業績計画を上回りました。



【部門別営業の状況】

物流部門

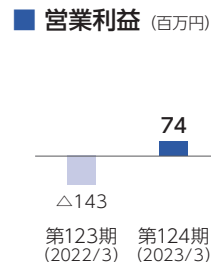
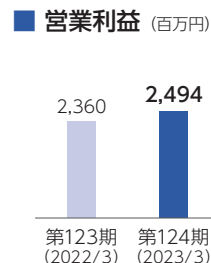
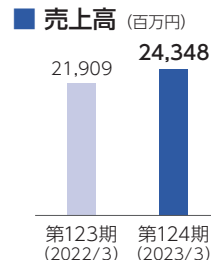
物流業界におきましては、新型コロナウイルス感染症への行動制限の緩和による復調が期待されましたが、物価上昇に伴い消費関連貨物の輸送量が下期に落ち込み、通年では国内貨物の総輸送量は減少いたしました。また、国際貨物の総輸送量も輸出入ともに減少いたしました。

このような状況下で、物流部門におきましては、国内物流では、新型コロナウイルス感染症への行動制限の緩和により業務用飲料の荷動きが回復基調となり、さらに前期獲得した新規荷主も通年で寄与いたしました。また、既存荷主では、安定的な供給体制確保のため保管在庫が増加する傾向がみられ、倉庫事業における入庫高、保管残高は前期を上回りました。国際物流においても行動制限の緩和が進む中、海外引越を中心に取扱い案件は前期を上回って推移いたしました。また、昨年4月に100%連結子会社となりました(株)シンヨウ・ロジも業績に寄与いたしました。この結果、物流部門では売上高は243億48百万円(前期比11.1%増)となり、営業利益は24億94百万円(同5.7%増)となりました。

食品部門

コメ流通業界におきましては、少子高齢化を背景に米の需要量が減少する中、令和4年産米は飼料用米や他の作物等への作付け転換が進められ、各都道府県の定めた「生産の目安」が達成され、供給量が減少いたしました。一方で、新型コロナウイルス感染症への行動制限の緩和により外食業界が回復基調に転じた結果、需給が引き締まり取引価格は上昇いたしました。

このような状況下で、食品部門におきましては、行動制限の緩和が進み、外食業界の需要が回復基調となり、さらに量販店向けの販売シェアの拡大等もあり精米販売は62千玄米トン(前期比10.9%増)となりました。玄米販売については、一般小売店や他卸売業者が米価の先高感を受けて調達を積極的に行ったこと等により24千玄米トン(同11.0%増)となり、総販売数量は86千玄米トン(同10.9%増)となりました。この結果、売上高は209億66百万円(前期比7.2%増)となりました。営業利益は昨年2月に稼働した印西精米センターの減価償却費の費用増の影響はありましたが、生産効率は向上し、更に棚卸資産評価損が大幅に減少したこともあり、74百万円(前期は1億43百万円の損失)となりました。



情報部門

情報サービス業界におきましては、新型コロナウイルスへの行動制限は緩和されましたが、テレワークやオンラインでの会議の定着化が進み、社会のデジタル化への重要性が高まり、クラウドサービスの活用やDXへの取り組みが加速する状況となりました。一方でランサムウェアの増加等、サイバーセキュリティ対策の重要性も高まっています。

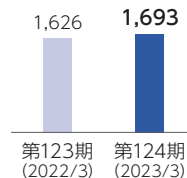
このような状況下で、情報部門におきましては、棚卸機器レンタル事業においては、モバイルアプリによるサービスへの転換を進めましたが、顧客の店舗削減等の影響を受けて売上高は減少することとなりました。一方、常駐型ビジネスでは汎用機基盤の開発や運用業務の新規獲得、拡大等があり、部門全体の売上高は16億93百万円（前期比4.1%増）となりました。また、営業利益は開発の内製化を進めたことや前期に実施したグループシステム基盤構築のシステム投資費用の費用減もあり1億2百万円（同9.4%増）となりました。

不動産部門

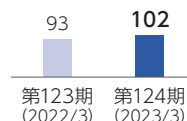
不動産業界におきましては、新型コロナウイルス感染症への行動制限が緩和される中、緩やかな景気の持ち直しの動きがみられ、都心部を中心とした地価の上昇が地方まで波及したことから、公示地価は用途を問わず2年連続で上昇しました。一方で、都心部の賃貸オフィスビル市場は、在宅勤務の浸透等によりオフィス縮小の動きが継続し、また、新築ビルの供給も続いていることもあり、前年度に引き続き空室率が上昇し賃料も下落傾向となりました。

このような状況下で、不動産部門におきましては、期中に一部テナントの退去はありましたが、テナント誘致を積極的に進めることにより高稼働率を維持いたしました。また、一昨年8月に開業した兜町再開発案件「K A B U T O O N E」が通年で業績に寄与いたしました。この結果、売上高は40億81百万円（前期比11.2%増）となり、営業利益は20億37百万円（同23.8%増）となりました。

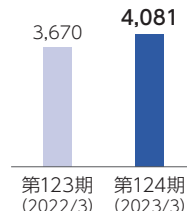
■ 売上高 (百万円)



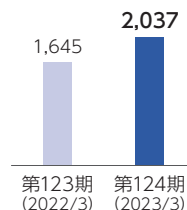
■ 営業利益 (百万円)



■ 売上高 (百万円)



■ 営業利益 (百万円)



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は26億53百万円であります。その主なものは、物流部門での神奈川県横浜市本牧埠頭の新倉庫建設資金12億78百万円、千葉縣市川市の賃貸物件建替え工事に伴う建設資金2億61百万円であります。

(3) 資金調達の状況

物流部門での神奈川県横浜市本牧埠頭の新倉庫建設資金として、国による「特定用途港湾施設整備事業における無利子融資制度」を利用して、7億2百万円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

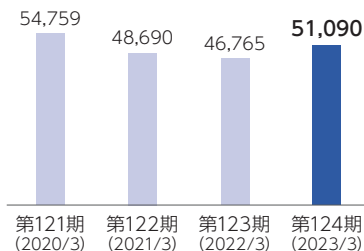
(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2022年4月1日付で株式会社シンヨウ・ロジの全株式を取得し子会社化しております。

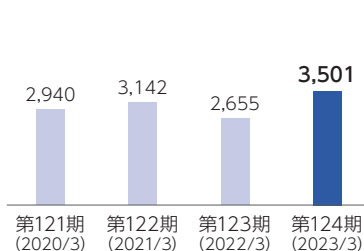
(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第121期 (2020年3月期)	第122期 (2021年3月期)	第123期 (2022年3月期)	第124期 (当連結会計年度 (2023年3月期))
営業収益 (百万円)	54,759	48,690	46,765	51,090
経常利益 (百万円)	2,940	3,142	2,655	3,501
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,825	2,042	1,832	2,150
1株当たり当期純利益 (円)	174.68	197.86	177.53	208.27
純資産 (百万円)	40,943	42,923	45,558	47,878
総資産 (百万円)	109,675	123,279	123,425	126,188
1株当たり純資産 (円)	3,722.17	3,900.13	4,127.33	4,321.59

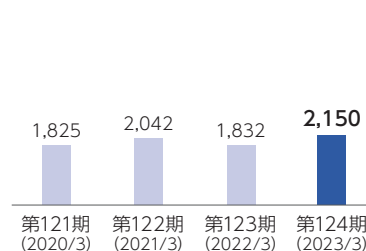
■ 営業収益 (百万円)



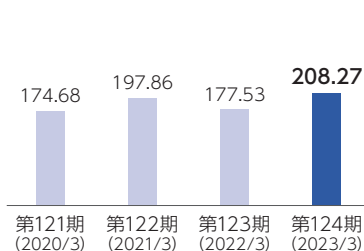
■ 経常利益 (百万円)



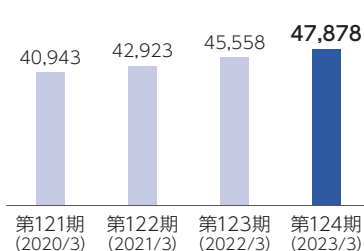
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



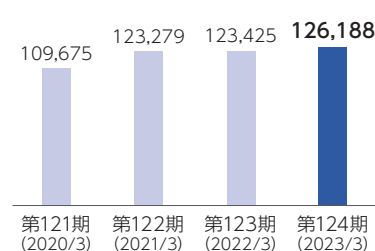
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 純資産 (百万円)



■ 総資産 (百万円)



(9) 対処すべき課題

今後を展望いたしますと、新型コロナウイルスについては感染法上の位置付けが5類へ移行され、景気の下押し圧力は更に弱まっていくと予想されます。一方で、世界的なエネルギー価格や食糧価格の高騰等による物価上昇等、日本経済への影響は先行き不透明な状況であります。

そのような状況下で、当社グループは、昨年公表した中期経営計画「ヤマタネ2025プラン」の最終年度にあたる2025年3月期に創業100周年を迎えます。当中期経営計画ではスローガンを「創業100周年に向け豊かな社会づくりにチャレンジしていく」とし、実行にあたっての方針を

- ①事業活動を「チャレンジ領域」と「コア事業領域」に分け、経営資源を適切に配分し規模を最適化することにより効果的な業務推進を実施する
 - ②環境に配慮した事業活動を推進し、社会に安心と安全、効率性を提供する
 - ③これまで築いてきた資本（財務、製造、知的、人的、社会関係、自然）を基盤に、長期的な展望に基づいた事業展開を行う
- としております。

中期経営計画の2年目にあたる2024年3月期では、監督機能の強化と経営のスピードアップを図るべく監査等委員会設置会社への移行（2023年6月21日開催定時株主総会の承認を条件）を予定しております。また、中期経営計画の達成に向けて、「チャレンジ領域」の取組を加速すべく事業戦略部を新設し、新規ビジネスに関連したM&Aや業務提携等の検討を行い着実に推進してまいります。当社が所在する越中島開発計画につきましては、CRE戦略の観点を持って経済的価値と社会的価値を両立する開発計画の検討を推進してまいります。また、グループ全体の情報システムの最適化を図り、グループ業務の効率化（守りのDX）と付加価値の向上（攻めのDX）を推進すべくデジタル推進本部を新設いたしました。当本部を中心に情報セキュリティリスクの課題へも対応してまいります。また、経営戦略の実行をより確実にするため、人財育成のための充実した研修制度の構築、外部人財の採用、エンゲージメント向上への取組等、人的資本投資を拡充してまいります。

当社グループでは、中期経営計画「ヤマタネ2025プラン」の実現に向け、グループ一丸となって取り組んでまいります。

2023年度の経営の基本方針及び重点方針と取組施策は下記のとおりであります。

<基本方針>

2024年の創業100周年に向けて、グループ一丸となってパーパス（存在意義）を確かなものにするため、全ての役職員が具体的な行動に取り組んで行くことを2023年度の基本方針とします。

当社グループのパーパスは、「多様な人財が集い、社会に貢献する力を生み出す」です。多様性を尊重し、各事業を通じて社会に貢献してゆくことが、社員のエンゲージメント向上につながり、結果として株主の皆様の期待にお応えすることになると思います。そしてそれが我々の目指すサステナブルな社会の実現（＝「続く」を支える。）につながる活動と言えます。

<重点方針>

	重点方針	取組施策
(1)	経営のスピードアップ	<ul style="list-style-type: none">・ 事業戦略部新設によるチャレンジ領域への取組加速・ 事業運営の効率化（効率的会議運営、権限移譲、機能別の管理部門運営、徹底した無駄の排除）・ 風通しの良い企業文化の醸成（心理的安全性の確保）
(2)	コア事業領域の更なる進化	<ul style="list-style-type: none">・ 適正な利潤の確保・ 目指すべき事業モデルへのチャレンジ
(3)	情報システム部門の強化と進化	<ul style="list-style-type: none">・ デジタル推進本部新設による攻めと守りの情報システム体制構築
(4)	人的資本投資の拡充	<ul style="list-style-type: none">・ パーパス浸透の取組強化・ 充実した研修体制の構築・ エンゲージメント向上への取組推進

【その他の対処すべき課題】**①サステナビリティ経営の取り組みと推進**

当社グループでは創業以来、「信は万事の本を為す」に則り、社業を通じて豊かな社会の実現に貢献することを企業理念としております。また、2019年度より、コーポレートメッセージとして“「続く」を支える。”を掲げ、全てのステークホルダーの持続的成長を更に推進していくため、「サステナビリティ方針」を制定しております。

当社グループは、事業活動に伴う社会的責任やSDGs達成へ向けた貢献を意識し、ESG（環境、社会、ガバナンス）に関連する課題に対して2030年に向けた目標を設定しその実現に向け、事業活動を通じたサステナビリティ経営の取り組みを推進してまいります。なお、その概要につきましては当社ホームページの「サステナビリティ」ページにおいて開示しておりますのでご参照ください。

②内部統制システムの整備

会社法に対応して「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定し、毎期、内部統制システムの運用状況について検証を行っております。なお、その概要につきましては当社ホームページにおいて「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」として開示しておりますのでご参照ください。今後も内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

③コーポレートガバナンス・コードへの対応

コーポレートガバナンス・コードに対応して「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しております。本コードに掲げられた各原則の実施状況について検証を行い、「コーポレートガバナンス報告書」にて開示しております。今後もコーポレートガバナンスの整備に努めてまいります。

人々の価値観や社会の風潮が大きく変わりつつある環境において、2024年に迎える創業100周年、さらには次の100年を見据え、“「続く」を支える。” 企業として常に皆様とともに成長し続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ヤマタネロジスティクス	百万円 10	% 100.0	主に当社の貨物運送業務受託
株式会社シンヨウ・ロジ	20	100.0	貨物運送業
株式会社ヤマタネロジワークス	26	※ 100.0	主に当社の保管・荷役業務受託
株式会社ヤマタネシステムソリューションズ	150	100.0	情報処理サービス業
山種不動産株式会社	400	69.5	不動産業
株式会社ヤマタネエキスパート	10	100.0	主に当社の物流業・製造業務受託

(注) 1. ※印は間接所有の議決権を含んでおります。

2. 株式会社ヤマタネエキスパートは2022年5月28日付で山種商事株式会社から商号変更、事業内容は物流業・製造業等の受託及び請負に変更しております。

当社の連結対象会社は、上記記載の6社であります。

上記の重要な子会社6社を含む連結営業収益は51,090百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,150百万円であります。

(11) 主要な事業内容

事業	事業内容
物流関連事業	倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業
食品関連事業	主要食糧卸売販売業
情報関連事業	情報機器のソフトウェア開発・販売及び情報処理サービス業
不動産関連事業	不動産の売買、仲介、賃貸及び管理

(12) 主要な事業所

事業		会社名及び所在地	
当 社	本店	東京都（江東区）	
	物流関連事業	物流本部 関東支店（東京都江東区）、関西支店（兵庫県神戸市）	
	食品関連事業	食品本部（東京都江東区）	
	不動産関連事業	不動産事業部（東京都江東区）	
子 会 社	物流関連事業	株式会社ヤマタネロジスティクス	東京都（江東区）
	物流関連事業	株式会社シンヨウ・ロジ	千葉県（千葉市）
	物流関連事業	株式会社ヤマタネロジワークス	東京都（江東区）
	情報関連事業	株式会社ヤマタネシステムソリューションズ	東京都（江東区）
	不動産関連事業	山種不動産株式会社	東京都（中央区）
	全社共通	株式会社ヤマタネエキスパート	東京都（江東区）

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増・減（△）
物流関連事業	681名	121名
食品関連事業	54	△24
情報関連事業	139	4
不動産関連事業	23	1
全社（共通）	26	△5
合計	923	97

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増・減	平均年齢	平均勤続年数
335名	11名	40歳3ヶ月	15年1ヶ月

- (注) 従業員数は就業人員であります。

(14) 主要な借入先及び借入額

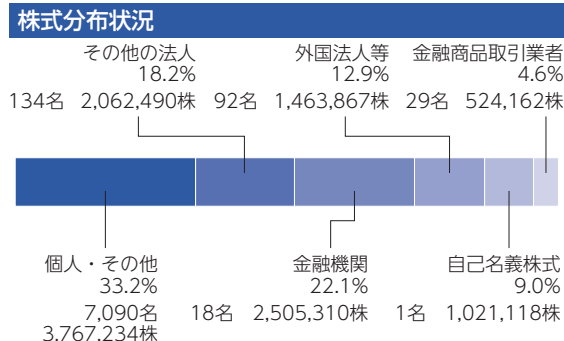
借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	12,809
株式会社三十三銀行	4,031
農林中央金庫	3,900
株式会社三菱UFJ銀行	3,745
株式会社横浜銀行	2,178
株式会社あおぞら銀行	900
三井住友信託銀行株式会社	800
横浜市	702
株式会社みなと銀行	500
株式会社きらぼし銀行	428
株式会社りそな銀行	400
株式会社千葉銀行	165
株式会社商工組合中央金庫	100
東京海上日動火災保険株式会社	40
日本政策金融金庫	16

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
 (2) 発行済株式総数（自己株式を含む） 11,344,181株
 (3) 株主数 7,364名



(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,100	10.7
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	584	5.7
株式会社三井住友銀行	514	5.0
山崎元裕	468	4.5
SMBC日興証券株式会社	365	3.5
東京海上日動火災保険株式会社	311	3.0
ヤマタネ従業員持株会	308	3.0
清水建設株式会社	300	2.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	239	2.3
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	203	2.0

- (注) 1. 当社は自己株式1,021,118株を保有しております。なお、持株比率は当該自己株式を発行済株式総数から控除して算出してしております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
山 崎 元 裕	取 締 役 社 長 (代表取締役)	執行役員
角 田 達 也	取 締 役 副 社 長 (代表取締役)	管理・不動産・情報担当 執行役員
鈴 木 康 道	取 締 役 副 社 長 (代表取締役)	物流・食品担当 執行役員
岡 伸 浩	取 締 役	弁護士（岡綜合法律事務所代表） 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 花王株式会社 社外監査役 花王グループカスタマーマーケティング株式会社 監査役
仁 瓶 眞 平	取 締 役	
松 本 裕 之	取 締 役	
土 屋 修	常 勤 監 査 役	
一 法 師 裕 二	常 勤 監 査 役	
内 藤 潤	監 査 役	弁護士（長島・大野・常松法律事務所シニア・カウンセラー） 応用地質株式会社 社外監査役
太 田 律 子	監 査 役	税理士（太田律子税理士事務所） ヨネックス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役の岡伸浩氏及び仁瓶眞平氏並びに松本裕之氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の内藤潤氏及び太田律子氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役土屋修氏は、当社経理部長として経理業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 常勤監査役一法師裕二氏は、子会社である株式会社ヤマタネシステムソリューションズ代表取締役の経験を重ねており、業務執行について豊富な知識と経験を有しております。
5. 監査役内藤潤氏は、弁護士の資格を有しており、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役太田律子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 当事業年度中の役員の異動 就任

2022年6月21日開催の第123回定時株主総会において、一法師裕二氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。

8. 当事業年度後に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	変更前	変更後	異動年月日
鈴木康道	代表取締役副社長 物流・食品担当 執行役員	代表取締役副社長 物流・食品担当 執行役員 株式会社ヤマタネシステムソリューションズ 代表取締役社長	2023年5月31日

9. 社外取締役岡伸浩氏、仁瓶眞平氏及び松本裕之氏並びに社外監査役太田律子氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び一部を除く連結子会社の取締役・監査役・執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 役員報酬の基本的な考え方

当社の役員報酬については、持続的な企業価値向上をめざす当社社員の役割及び職責に相応しい報酬とすること、指名・報酬諮問委員会による審議を経ることにより客観性及び独立性を確保することを基本的な考え方としております。

ロ. 報酬の決定方法

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会決議により報酬総額を決定しております。また、「役員規程」において役員報酬については、「役員報酬規程」により定めることとしております。各取締役の報酬額は、代表取締役社長が当社の定める「役員報酬規程」に基づき報酬案を作成し、指名・報酬諮問委員会においてその報酬案について審議し取締役会へ答申した後、取締役会で決定しております。各監査役の報酬額は、「役員報酬規程」に定める標準報酬に基づき監査役の協議によって決定しております。

ハ. 報酬の体系

- a. 取締役（社外取締役を除く）の報酬については、「役員報酬規程」において、定額である標準報酬部分と業績連動報酬部分、定性評価報酬部分、さらに、金銭報酬の中から一定の額を役員持株会を通じて自社株式購入に充当する部分の4区分としております。また、標準報酬額は役員の役位ごとに決定しております。業績連動報酬は標準報酬額の10%を限度とし、各担当の業績に応じて加算減算しております。会長、社長、副社長及び管理部門役員は連結経常利益をベースに、営業部門役員は担当部門の営業利益をベースに前年度業績と比較し一定割合を業績と連動して決定しております。定性評価報酬は標準報酬額の5%を限度とし、各担当の定性評価に応じて加算減算しております。また、役員持株会を通じた自社株式購入部分は、標準報酬額の7%程度とし、企業価値向上により株価向上をめざすインセンティブとしております。
- b. 社外取締役の報酬については、「役員報酬規程」に定める標準報酬に基づき、会社への貢献度等を総合的に勘案し決定しております。報酬は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬は支給しておりません。また、役員持株会を通じて自社株式を購入することはできません。
- c. 監査役の報酬については、「役員報酬規程」において定める標準報酬に基づき、監査役の協議により決定しております。報酬は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬は支給しておりません。また、役員持株会を通じて自社株式を購入することはできません。

- ② 取締役の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 当該事業年度に係る取締役会の個人別報酬については、代表取締役社長が当社の定める「役員報酬規程」に基づき報酬案を作成し、指名・報酬諮問委員会がその報酬案と当該決定方針との整合性等も含めて審議した後、同委員会の答申内容を尊重して取締役会にて決定しておりますので、当該決定方針に沿うものと判断しております。
- ③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 取締役の金銭報酬の額は、1989年6月26日開催の第90回定時株主総会において月額32百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は19名です。
 監査役の金銭報酬の額は、1993年6月29日開催の第94回定時株主総会において月額5百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
 該当事項はありません。
- ⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		標準報酬	定性評価報酬	業績連動報酬	
取締役	126	127	0	△1	6
(うち社外取締役)	(21)	(21)	(—)	(—)	(3)
監査役	38	38	—	—	4
(うち社外監査役)	(8)	(8)	(—)	(—)	(2)

(4) 社外取締役及び社外監査役との関係

- ① 社外取締役に関する事項
- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係
 岡取締役が社外監査役を兼務する花王株式会社及び監査役を兼務する花王グループカスタマーマーケティング株式会社と当社との間に特別な関係はありません。
- ロ. 当事業年度における主な活動状況
 岡取締役、仁瓶取締役及び松本取締役は当事業年度開催された取締役会14回全てに出席し、経験豊富な弁護士及び経営者の観点から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第25条の規定に基づき、各社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しております。

② 社外監査役に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

内藤監査役が社外監査役を兼務する応用地質株式会社と当社間に特別な関係はありません。太田監査役が社外監査役を兼務するヨネックス株式会社と当社間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

内藤監査役及び太田監査役は当事業年度開催された取締役会14回全てに出席し、専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

内藤監査役及び太田監査役は当事業年度開催された監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

また、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第35条の規定に基づき、各社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 37百万円 |
| ② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 43百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の各報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。また、そのほか会計監査人の適格性及び独立性等職務の遂行に関する事項等について支障があると判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制システム」という。）及び当該体制の運用状況については以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、行動規範、行動原則を制定する。
- ② コンプライアンス推進委員会は、原則として、月1回以上開催し、活動内容については、定期的に取り締役会及び監査役会へ報告する。各部門においては、コンプライアンス推進委員を配置し、定期的な研修を実施するとともに、部門内での内部監査を実施する。
- ③ 組織を横断する各種委員会（リスクマネジメント委員会、コンプライアンス推進委員会、品質管理委員会、情報セキュリティ委員会、個人情報保護委員会、環境管理委員会）を設置し、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ④ 内部監査部門は、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス推進委員会の実施状況を監査し、他の業務監査を含め定期的に取り締役会及び監査役会に監査の結果を報告する。
- ⑤ 内部監査部門は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば内部監査規程の改訂を行う。
- ⑥ 企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスを顧問弁護士より受ける体制を構築する。
- ⑦ 「企業倫理ヘルプライン室」を設置し、内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。
- ⑧ 反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い一切の関係を持たないことを基本方針とし、コンプライアンス・マニュアル及び行動原則において社内に周知徹底する。
- ⑨ 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、行動規範、行動原則を制定しています。毎月、コンプライアンス推進委員会を開催し、活動状況を確認しています。また、監査役が出席する定例取締役会にて四半期毎に活動報告を行っています。各部門において、定期的なコンプライアンス研修を実施し、監査員監査による内部監査を実施しています。組織を横断する各種委員会を設置し活動しておりますが、企業を取り巻く環境の変化に対応して各種委員会活動内容について見直しを実施してまいります。

内部監査部門は、各部門の監査時に業務監査と併せて各部門のコンプライアンス会議の実施状況を確認し、取締役会及び監査役会に監査の結果を報告しています。

「企業倫理ヘルプライン室」を設置し、企業倫理ヘルプライン（内部通報）規程を制定しております。対象範囲をグループ会社のパートタイマー、アルバイト等を含む役職員とし、社内イントラにその内容を掲示するとともに各事業所の掲示板においても掲示を行い周知徹底を図っています。また、外部窓口も設置しております。

反社会的勢力に対する基本的な考え方及びその整備状況については、コンプライアンス・マニュアル及び行動原則において社内に周知し、コーポレート・ガバナンスに関する報告書により公表しています。

財務報告に係る内部統制については、内部統制評価規程に基づき体制整備と運用状況の確認を実施し、内部統制報告書を提出しています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティポリシー規程及び文書保存規程に基づき適切に保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ② 文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書保存規程に定めるところによる。
- ③ 文書保存及び管理に係る事務に関しては、総務人事部長が所管する。

(当該体制の運用状況)

取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティポリシー規程及び文書保存規程を整備し、適切に保存及び管理しています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスをとりながら持続的成長による企業価値の向上をめざし、「リスクマネジメント方針」を制定し、取締役により構成される「リスクマネジメント委員会」を設置する。
- ② 「リスクマネジメント委員会」は、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営にあたるとともに、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。
- ③ 各部門においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施等を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
- ④ クライシスマネジメントについては、大規模地震対策を制定し、非常事態に迅速に対応できる体制を構築する。
- ⑤ 内部監査部門は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、リスク管理状況と併せて取締役会及び監査役会へ報告をする。
- ⑥ 内部監査部門の監査により法令・定款違反その他の事由に基づく損失のリスクのある業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにリスクマネジメント委員会及び担当部門長に通報する体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社では「リスクマネジメント方針」を制定し、「リスクマネジメント委員会」を設置しております。「リスクマネジメント委員会」は経営会議メンバーにより構成されており、全社的なリスクマネジメントを行っています。各部門において、中期経営計画策定時に3年間で想定されるリスクとその対応策について検討を行い、その実施状況について確認する体制としています。大規模地震を全社共通の主要リスクと考え、大規模地震対策及び事業継続計画を策定するとともに、定期的にリスクサーベイを実施し、リスク分析を行っています。今回の新型コロナウイルス感染症の拡大に対しても、感染拡大を予防するための対応策を実施してまいりました。また、グループ各部門で発生した事故・トラブル等をリスクマネジメント報告書としてとりまとめ、取締役会で報告し、改善策や予防策について継続的に検討を行い、対応策を実施しています。

内部監査部門は全部門の業務監査を行い、リスク管理状況と併せて社長あてに監査報告書を提出し、取締役会、経営会議及び監査役会へ定期的に報告を行っています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営理念、経営方針に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画を策定する。
- ② 職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
- ③ 取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、原則として、月1回、取締役会を開催する。また、常勤役員及び執行役員を以って構成される経営会議において、経営方針、経営戦略及び業務執行に関する重要な課題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
- ④ 取締役会の決定による業務執行については、組織規程（業務分掌）及び職務権限規程等に基づき権限の委譲を行い、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正且つ効率的に職務の執行を行うこととする。

(当該体制の運用状況)

経営理念、経営方針に基づいた年度計画及び中期計画を策定し、その内容を開示しています。月次で予算と実績を対比して差異を分析し、半期毎にマネジメントレビューを実施しています。年度計画策定にあたっては、グループ各社、各部門で統一した計画策定のガイドラインに基づき、マネジメントレビューを踏まえて課題の見直しを行い、年度計画に反映する形としています。取締役会は毎月定例に開催され、取締役会規程に基づいた議題が付議されています。経営会議は原則毎週開催され、経営方針その他重要な議題を審議し、業務を速やかに執行しています。

また、社内組織に関しては、経営環境の変化に対応して機構改革を実施しています。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社（以下「グループ各社」という。）は、共通の経営理念の下でグループ各社相互の協調及び発展をめざす。
- ② グループ各社の内部統制システムについては、当社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。
- ③ グループ各社の代表取締役等で構成されるグループ経営会議にて情報交換を行い、グループ連結経営の円滑な運営と堅実な発展をめざす。
- ④ グループ各社の代表取締役は、各社の内部統制システム運用の権限と責任を負う。

(当該体制の運用状況)

「信は万事の本を為す」の理念の下、パーパスを重視した経営により、グループ各社の発展をめざしております。子会社は当社の内部統制システムを参考に内部統制システムを構築しており、グループ総務部長会等により、グループ会社間における情報の伝達が行われる体制を構築しています。また、グループ経営会議は定期的開催され、グループ連結経営に係る予算の内容や業務状況等についての情報交換を行っています。

イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の取締役に、重要な人事、資産の取得・譲渡、毎月の業務実績、取締役会議題その他経営上の重要事項について、グループ経営会議等において定期的に当社へ報告させるものとする。また、当社は、グループ各社において重要な検討事項が生じた場合には、グループ各社を横断した委員会を設置するなどして、検討を行う。

(当該体制の運用状況)

子会社の取締役は、グループ経営会議等において、子会社の経営上の重要事項等について報告しています。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、グループ会社全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント方針」を制定し、当社リスクマネジメント委員会は、グループ会社全体のリスクマネジメントの運営にあたるとともに、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。
- ② 子会社は、当社リスクマネジメント委員会が定める方法を参考の上、各社のリスクマネジメントを実施し、その状況を当社リスクマネジメント委員会へ報告する。

(当該体制の運用状況)

当社は、グループ会社全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント方針」を制定しており、当社のリスクマネジメント委員会は、グループ会社全体のリスクマネジメントの運営にあっています。子会社のリスク管理状況については、当社の子会社兼任役員により確認され、経営会議等で報告されています。また、グループ各部門で発生した事故・トラブル等をリスクマネジメント報告書としてとりまとめ、取締役会で報告し、改善策や予防策について検討を行っています。

八. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの経営理念、経営方針に基づき、グループ各社の事業遂行のためのグループ年度計画及び中期計画を策定する。
- ② 当社は、子会社に、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（前記(4)）に準拠した体制を構築させる。

(当該体制の運用状況)

当社グループの経営理念、経営方針に基づき、グループ全体の年度計画及び中期計画を策定しています。子会社においても、月次で予算と実績を対比して差異を分析し、半期毎にマネジメントレビューを実施しています。年度計画策定にあたっては、グループ各社、各部門で統一した計画策定のガイドラインに基づき、マネジメントレビューを踏まえて課題の見直しを行い、年度計画に反映する形としています。子会社の取締役会は毎月定例に開催され、取締役会規程に基づいた議題が付議されています。

二. 子会社の取締役、監査役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社コンプライアンス・マニュアルを子会社にも適用させるものとする。
- ② 当社の監査役及び内部監査部門は必要に応じて子会社の監査を実施する。
- ③ 当社は、子会社が当社からの経営管理・経営指導について、その内容が法令違反やコンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社に、当社の内部監査部門又は当社の監査役へ報告させることとする。
- ④ 当社の監査役は定期的にグループ監査役会を開催し、子会社の監査役と意見交換を行う。
- ⑤ 当社は、当社の「企業倫理ヘルプライン室」の利用対象をグループ会社にまで拡大し、グループ全体の内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

子会社では、当社のコンプライアンス・マニュアルを参考に運用しています。当社の監査役又は役員が全ての子会社の監査役を兼任し、内部監査部門は全ての子会社の業務監査を実施しています。当社の「企業倫理ヘルプライン室」の利用対象をグループ会社まで拡大するとともに、その旨グループ会社の役職員に周知徹底しています。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から監査役補助者を1名以上配置することとする。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

(7) 当社の監査役職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立を確保するものとする。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

(8) 当社の監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

(9) 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 当社の取締役及び使用人は、下記の事項について、発見し次第遅滞なく当社の監査役に報告する。
 - i 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
 - ii 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
 - iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
- ② 当社の取締役及び使用人は、当社の監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

- ③ 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、その他コンプライアンスに関連する各種委員会へ出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

(当該体制の運用状況)

当社の取締役及び使用人は、監査役の監査に際して、ヒアリングに応じ、また、求められる書類の提出等を行い、監査に協力しています。監査役は、取締役会、経営会議、各種委員会に出席し、重要事項についての報告を受け、出席しなかった会議は、随時議事録を閲覧し、必要に応じて質問を行い、内容を確認しています。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の全ての役員及び従業員（以下「役職員」という。）は、下記の事項について、発見し次第、遅滞なく当社の監査役に報告する。
- i 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
 - ii 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
 - iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
- ② 子会社の役職員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。

(当該体制の運用状況)

子会社の役職員は、当社の監査役の監査に際して、ヒアリングに応じ、また、求められる書類の提出等を行い、監査に協力しています。

(10) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告をしたグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社コンプライアンス・マニュアルに明記するとともに、グループ各社の役職員に周知徹底する。

(当該体制の運用状況)

当社は、当社の監査役へ報告をしたグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をコンプライアンス・マニュアルに明記しています。また、グループ総務部長会等において、趣旨説明を行い、グループ各社の役職員への周知徹底を図っています。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経理部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(当該体制の運用状況)

監査役の職務の執行について生じる費用について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理しています。また、監査役の職務の執行について生ずる費用について、一定額の予算を設けています。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思疎通を図るものとする。
- ② 当社の監査役は、当社の会計監査人、内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。
- ③ 当社の監査役は、当社の監査役会規則及び監査役監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役の業務執行状況の監査を行う。
- ④ 当社の監査役は、必要に応じて、弁護士・会計士等の外部専門家と連携し監査業務の執行にあたる。

(当該体制の運用状況)

監査役は代表取締役社長と定期的に懇談会を行い、会社運営を中心に意見交換を行っています。また、会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果について定期報告を受けるほか、適宜、監査状況を聴取し、内部監査部門から随時、監査報告を受け、意見交換を行っています。監査役は、各種会議、委員会への出席及び各部門への往査を通じて取締役の業務執行全般を監査しています。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、従来から中長期的な視点に立って事業収益の拡大と財務体質の強化を図りながら、株主の皆様への安定配当の継続を基本方針としております。また、内部留保資金は設備投資及び財務体質強化のための借入金返済資金に充当することとしております。

〔当期及び次期の剰余金の配当について〕

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。また、2024年の創業100周年に向けて、安定配当の基本方針を維持しながら株主の皆様への利益還元を強化するため、段階的に増配していく「累進配当」を行うこととしております。

このような方針のもと、2023年5月19日取締役会決議により、当事業年度末日（2023年3月31日）を基準日とする年間配当金を前事業年度の1株当たり55円00銭から1円00銭増配し56円00銭とさせていただきます。なお、2022年12月1日に中間配当として1株当たり25円を実施しており、期末配当31円については支払開始日（効力発生日）を2023年6月5日（月曜日）からとさせていただきます。

次期の配当金につきましては、上記方針のもと中間配当金1株当たり25円00銭、期末配当金1株当たり32円00銭の年間配当金1株当たり57円00銭を予定しております。

今後につきましては、「ヤマタネ2031ビジョン」の実現に向け社会的価値と経済的価値の両立を図りながら、一層収益力を向上していくとともに財務体質を強化してまいります。

~~~~~  
本事業報告では、金額については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円未満切捨)

| 資産の部            |                | 負債の部             |                |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| 科目              | 金額             | 科目               | 金額             |
| <b>流動資産</b>     | <b>19,681</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>25,678</b>  |
| 現金及び預金          | 8,416          | 営業未払金            | 2,298          |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 6,699          | 短期借入金            | 4,100          |
| リース投資資産         | 3,306          | 一年以内に返済予定の長期借入金  | 3,338          |
| 棚卸資産            | 612            | 一年以内に償還予定の社債     | 9,983          |
| その他             | 646            | 未払法人税等           | 514            |
| <b>固定資産</b>     | <b>106,405</b> | その他              | 5,444          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>87,131</b>  | <b>固定負債</b>      | <b>52,630</b>  |
| 建物及び構築物         | 26,656         | 社債               | 13,347         |
| 土地              | 50,533         | 長期借入金            | 23,279         |
| 建設仮勘定           | 1,564          | 再評価に係る繰延税金負債     | 4,823          |
| その他             | 8,376          | 繰延税金負債           | 2,001          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,346</b>   | 退職給付に係る負債        | 1,607          |
| のれん             | 295            | 資産除去債務           | 2,522          |
| 顧客関連資産          | 1,094          | その他              | 5,049          |
| その他             | 957            | <b>負債合計</b>      | <b>78,309</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>16,926</b>  | <b>純資産の部</b>     |                |
| 投資有価証券          | 15,066         | <b>株主資本</b>      | <b>36,030</b>  |
| 繰延税金資産          | 21             | 資本金              | 10,555         |
| その他             | 1,874          | 資本剰余金            | 3,747          |
| 貸倒引当金           | △36            | 利益剰余金            | 23,961         |
| <b>繰延資産</b>     | <b>101</b>     | 自己株式             | △2,235         |
| 社債発行費           | 101            | その他の包括利益累計額      | 8,581          |
|                 |                | その他有価証券評価差額金     | 5,711          |
|                 |                | 繰延ヘッジ損益          | 9              |
|                 |                | 土地再評価差額金         | 2,872          |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額     | △12            |
|                 |                | 非支配株主持分          | 3,266          |
|                 |                | <b>純資産合計</b>     | <b>47,878</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>126,188</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>126,188</b> |

## 連結損益計算書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

| 科 目                    | 金 額           |
|------------------------|---------------|
| <b>I. 営業収益</b>         | <b>51,090</b> |
| <b>II. 営業原価</b>        | <b>43,829</b> |
| <b>営業総利益</b>           | <b>7,260</b>  |
| <b>III. 販売費及び一般管理費</b> | <b>3,672</b>  |
| <b>営業利益</b>            | <b>3,588</b>  |
| <b>IV. 営業外収益</b>       | <b>491</b>    |
| 受取利息                   | 1             |
| 受取配当金                  | 459           |
| その他                    | 30            |
| <b>V. 営業外費用</b>        | <b>578</b>    |
| 支払利息                   | 491           |
| シンジケートローン手数料           | 3             |
| 社債発行費償却                | 59            |
| その他                    | 25            |
| <b>経常利益</b>            | <b>3,501</b>  |
| <b>VI. 特別利益</b>        | <b>126</b>    |
| 固定資産売却益                | 74            |
| 投資有価証券売却益              | 52            |
| <b>VII. 特別損失</b>       | <b>33</b>     |
| 固定資産除却損                | 33            |
| その他                    | 0             |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     | <b>3,594</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 1,032         |
| 法人税等調整額                | 88            |
| <b>当期純利益</b>           | <b>2,473</b>  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        | 323           |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> | <b>2,150</b>  |

## 連結株主資本等変動計算書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

|                               | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 2022年4月1日残高                   | 10,555  | 3,747 | 22,379 | △2,234  | 34,448 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |       |        |         |        |
| 剰余金の配当                        |         |       | △567   |         | △567   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |         |       | 2,150  |         | 2,150  |
| 自己株式の取得                       |         |       |        | △0      | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 |         |       | 1,582  | △0      | 1,581  |
| 2023年3月31日残高                  | 10,555  | 3,747 | 23,961 | △2,235  | 36,030 |

|                               | その他の包括利益累計額            |             |                |                        |                                 | 非支配株主<br>持 分 | 純資産合計  |
|-------------------------------|------------------------|-------------|----------------|------------------------|---------------------------------|--------------|--------|
|                               | そ の 他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 土地再評価<br>差 額 金 | 退職給付に<br>係る調整<br>累 計 額 | そ の 他<br>の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |              |        |
| 2022年4月1日残高                   | 5,304                  | —           | 2,872          | △17                    | 8,159                           | 2,950        | 45,558 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                        |             |                |                        |                                 |              |        |
| 剰余金の配当                        |                        |             |                |                        |                                 |              | △567   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |                        |             |                |                        |                                 |              | 2,150  |
| 自己株式の取得                       |                        |             |                |                        |                                 |              | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) | 406                    | 9           |                | 5                      | 422                             | 316          | 738    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 406                    | 9           |                | 5                      | 422                             | 316          | 2,320  |
| 2023年3月31日残高                  | 5,711                  | 9           | 2,872          | △12                    | 8,581                           | 3,266        | 47,878 |

## 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 6社

(株)ヤマタネロジスティクス、(株)シンヨウ・ロジ、(株)ヤマタネロジワークス、(株)ヤマタネシステムソリューションズ、山種不動産(株)、(株)ヤマタネエキスパート

(株)シンヨウ・ロジは2022年4月1日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

##### (2) 非連結子会社

該当する会社はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社の数

該当する会社はありません。

##### (2) 持分法を適用した関連会社数

該当する会社はありません。

##### (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）により評価しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ② デリバティブ

時価法により評価しております。

- ③ 棚卸資産  
通常の販売目的で保有する棚卸資産  
主として個別法または移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、当社においては賃貸契約に基づいて実施した建物等の資本的支出に係るものについては、その賃貸期間を耐用年数として定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物及び構築物 2～60年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（20年間）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
- (3) 繰延資産の処理方法  
社債発行費  
社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準  
貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。



## (5) 退職給付に係る会計処理の方法

### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしております。

## (6) 重要なヘッジ会計の方法

### ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：変動金利借入金

### ③ ヘッジ方針

個々の取引について内規に則り金利変動リスクをヘッジしており、財務部門で管理を行っております。

### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## (7) 重要な収益及び費用の計上基準

### ① ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

### ② 収益の計上基準

#### i. 国内物流に係る収益

国内物流においては、履行義務は倉庫業務における保管・入出庫作業・流通加工及び配送業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、保管数・作業数・輸送重量等に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

## ii. 国際物流に係る収益

国際物流においては、履行義務は輸出入におけるコンテナの通関等を請負う港運通関業務及び海外赴任等の引越を請負う海外引越業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。港運通関業務においては申告手数料や運賃等に基づくアウトプット法にて収益を認識し、海外引越業務においては経過日数による進捗率に基づくインプット法で収益を認識しております。なお、コンテナヤードで発生するターミナルハンドリングチャージに係る収益は、手数料を純額で収益として認識しております。また、代理店に支払う仲介手数料等を顧客に支払われる対価として取引価格から減額しております。

## iii. 玄米卸売販売・精米卸売販売に係る収益

玄米卸売販売・精米卸売販売においては、履行義務は卸売、搗精・加工作業等を通じた精米・無洗米・玄米等の受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益として認識しております。なお、搗精作業の請負業務については、作業料を純額として収益を認識しております。また、リベート等の顧客に支払われる対価については取引価格から減額しており、そのうち販売数量等により顧客に支払われる対価が変動するものについては、変動部分の額を見積もり取引価格から減額しております。

## iv. システム開発、保守等に係る収益

システム開発においては、履行義務はソフトウェア制作の提供であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、原価比例法などによる進捗率に基づくインプット法で収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

システム保守においては、履行義務は保守サービスの提供であり、人数等に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

## v. 棚卸支援機器レンタルに係る収益

棚卸支援機器レンタルにおいては、履行義務は棚卸機器を賃貸し、顧客の実施した棚卸データを提供することであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、台数及び日数に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

## (8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

### のれんの償却に関する事項

のれん及び2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、定額法によっております。償却期間は20年以内の合理的な期間として子会社ごとに決定しております。

## Ⅱ. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「固定資産売却益」は重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

## Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 一百万円 有形及び無形固定資産 89,478百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

減損の兆候がある資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。

減損の兆候判定における市場価格は、主に社外の不動産鑑定士の評価を、また、減損の認識判定における割引前将来キャッシュ・フローは、主に社外の不動産鑑定士の評価に基づく将来時点における正味売却価額をもとに見積もっております。

② 主要な仮定

市場価格及び割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、還元利回り・割引率、比準価格であります。還元利回り・割引率は個々の事業用物件の特性を踏まえて算定しており、2.9%~19.4%としております。比準価格は取引事例をもとに算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である還元利回り・割引率、比準価格の短期的な変動リスクは低いと見込んでいるため、翌連結会計年度に重要な減損損失が発生する可能性は低いと考えておりますが、資産グループの使用範囲・方法の変化があった場合は、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

#### IV. 連結貸借対照表に関する注記

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額     | 40,423百万円 |
| 2. 棚卸資産の内訳            |           |
| 商品及び製品                | 214百万円    |
| 仕掛品                   | 46        |
| 原材料及び貯蔵品              | 352       |
| 3. 担保に供している資産及び対応する債務 |           |
| (1) 担保に供している資産        |           |
| リース投資資産               | 3,306百万円  |
| 投資有価証券                | 8,217     |
| 土地                    | 30,094    |
| 建物及び構築物               | 17,745    |
| 自己株式                  | 114       |
| (2) 対応する債務            |           |
| 長期借入金                 | 21,405    |
- 上記債務の他に、社債に対する銀行保証1,680百万円があります。
4. 事業用土地の再評価に関する事項
- 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
- (1) 再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める算定方法のほか、一部の土地については同施行令第2条第3号に定める算定方法により算定しております。
- (2) 再評価を行った年月日
- 当社：2000年3月31日      山種不動産(株)：2001年3月31日
5. 圧縮記帳に関する事項
- 建物、構築物、機械装置及び器具備品の取得価額から建設補助金等相当額146百万円を圧縮記帳しております。

## V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 株式の種類    | 当連結<br>会計年度期首 | 増 | 加 | 減 | 少 | 当連結<br>会計年度末 |
|-------|----------|---------------|---|---|---|---|--------------|
| 発行済株式 | 普通株式（千株） | 11,344        | — | — | — | — | 11,344       |
| 自己株式  | 普通株式（千株） | 1,020         | 0 | — | — | — | 1,021        |

（注）自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

### 2. 配当に関する事項

#### （1）配当金支払額

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|
| 2022年5月23日<br>取締役会  | 普通株式  | 309             | 30                  | 2022年3月31日 | 2022年6月6日  |
| 2022年10月21日<br>取締役会 | 普通株式  | 258             | 25                  | 2022年9月30日 | 2022年12月1日 |

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定               | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当金の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|-----------------|--------|---------------------|------------|-----------|
| 2023年5月19日<br>取締役会 | 普通株式  | 320             | 利益剰余金  | 31                  | 2023年3月31日 | 2023年6月5日 |

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全確実を基本方針として、主として短期的な預金または安全性の高い株式等に限定しております。また、資金調達については銀行借入及び社債発行によっております。デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために必要な範囲で金利スワップ取引を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、リース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、期日管理や残高管理を定期的に行い、取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である営業未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資を目的とした資金調達であります。長期借入金の一部は、変動金利であるため金利変動リスクに晒されておりますが、必要な範囲でデリバティブ取引（金利スワップ取引）によりヘッジしております。

営業債務、借入金及び社債は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次ベースでの資金繰計画を作成するなどの方法により当該リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当社の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|                       | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価    | 差 額  |
|-----------------------|----------------|--------|------|
| (1) リース投資資産           | 3,306          | 3,184  | △121 |
| (2) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 11,880         | 11,880 | －    |
| 資産計                   | 15,186         | 15,064 | △121 |
| (3) 長期借入金             | 26,617         | 26,500 | △116 |
| (4) 社債                | 23,331         | 23,356 | 25   |
| 負債計                   | 49,948         | 49,857 | △91  |
| (5) デリバティブ取引          | 19             | 19     | －    |

(※ 1) 「現金及び預金」については、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。「受取手形、売掛金及び契約資産」、「営業未払金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※ 2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 680百万円）及び匿名組合出資金（連結貸借対照表計上額 2,505百万円）は、「(2) その他有価証券」には含めておりません。

(※ 3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、( )で示しております。

(注 1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|                                       | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|---------------------------------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金                                | 8,416         | －                    | －                     | －             |
| 受取手形、売掛金及び契約資産                        | 6,699         | －                    | －                     | －             |
| リース投資資産                               | 339           | 1,356                | 1,695                 | 5,531         |
| 投資有価証券<br>その他有価証券のうち満期があるもの<br>債券（社債） | －             | 30                   | －                     | －             |
| 合計                                    | 15,455        | 1,386                | 1,695                 | 5,531         |

(注) リース投資資産については、リース料債権部分の償還予定額を記載しております。

(注2) 長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>2年以内<br>(百万円) | 2年超<br>3年以内<br>(百万円) | 3年超<br>4年以内<br>(百万円) | 4年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>(百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 短期借入金 | 4,100         | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |
| 長期借入金 | 3,338         | 4,081                | 6,901                | 2,496                | 702                  | 9,096        |
| 社債    | 9,983         | 1,938                | 10,979               | 107                  | 107                  | 214          |
| 合計    | 17,421        | 6,019                | 17,881               | 2,604                | 809                  | 9,311        |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分                | 時価 (百万円) |      |      |        |
|-------------------|----------|------|------|--------|
|                   | レベル1     | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券<br>その他有価証券 | 11,880   | —    | —    | 11,880 |
| デリバティブ取引          | —        | 19   | —    | 19     |
| 資産計               | 11,880   | 19   | —    | 11,899 |



## ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分      | 時価（百万円） |        |       |        |
|---------|---------|--------|-------|--------|
|         | レベル1    | レベル2   | レベル3  | 合計     |
| リース投資資産 | －       | －      | 3,184 | 3,184  |
| 資産計     | －       | －      | 3,184 | 3,184  |
| 長期借入金   | －       | 26,500 | －     | 26,500 |
| 社債      | －       | 23,356 | －     | 23,356 |
| 負債計     | －       | 49,857 | －     | 49,857 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

- (1) リース投資資産  
元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっており、レベル3に分類しております。
- (2) 投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、レベル1に分類しております。
- (3) 長期借入金（一年以内に返済予定の長期借入金を含む）  
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額（\*）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについてはレベル2に分類しております。  
（\*）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記（5）参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額
- (4) 社債（一年以内に償還予定の社債を含む）  
当社グループの発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格に基づき算定し、市場価格のない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについてはレベル2に分類しております。
- (5) デリバティブ取引  
デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（3）参照）。

## Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設及び賃貸倉庫を所有しております。なお、賃貸オフィスビル及び賃貸倉庫の一部については、当社及び一部の子会社を使用しているため、「賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産」としております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 用途                     | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価     |
|------------------------|----------------|--------|
| 賃貸等不動産                 | 33,546         | 57,974 |
| 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産 | 22,705         | 28,970 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

## Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 4,321円59銭

2. 1株当たり当期純利益 208円27銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 2,150百万円

普通株主に帰属しない金額 -百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 2,150百万円

普通株式の期中平均株式数 10,323,322株

## Ⅸ. 企業結合に関する注記

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社は、2022年1月21日開催の取締役会において、株式会社シンヨウ・ロジの全株式を取得し子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2022年4月1日に全株式を取得いたしました。

### 1. 企業結合の概要

#### ①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社シンヨウ・ロジ

事業の内容 生鮮・食品などを扱い荷とした一般貨物運送事業および倉庫事業 他

## ②企業結合を行った主な理由

当社グループは物流、食品、情報、不動産の4つの事業を展開しております。物流事業における国内業務については、倉庫を中心とした常温保管・配送・流通加工等が主業となります。また、食品事業はコメ卸売業者として、食品量販店や外食事業者へ販売を行っております。今回、株式を取得する株式会社シンヨウ・ロジは、生鮮食品をはじめとした食品全般の日配及び食品量販店のセンター運営等を主業とし、トランスファーセンター（TC）型の冷凍冷蔵保管や冷凍冷蔵配送にノウハウを有しており、今後、当社の物流事業及び食品事業との事業シナジーが創出出来るものと考えております。

このような理由から、株式会社シンヨウ・ロジの株式を取得し子会社化することを決定いたしました。

## ③企業結合日

株式取得日2022年4月1日

## ④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

## ⑤結合後企業の名称

変更はありません。

## ⑥取得した議決権比率

100%

## ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価とする株式取得により議決権の100%を取得することによるものであります。

2. 当連結累計期間に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間  
2022年4月1日から2023年3月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳  
株式譲渡契約書における秘密保守義務の定めにより、非開示とさせていただきます。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額  
アドバイザー費用等 37百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん金額

368百万円

なお、のれん金額は、第1四半期連結会計期間末において取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算定された金額でありましたが、当連結会計年度末までに確定しております。

④発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものであります。

⑤償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳

|      |          |
|------|----------|
| 流動資産 | 631百万円   |
| 固定資産 | 1,577百万円 |
| 資産合計 | 2,208百万円 |
| 流動負債 | 275百万円   |
| 固定負債 | 777百万円   |
| 負債合計 | 1,053百万円 |

7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

| 内訳     | 金額       | 償却期間 |
|--------|----------|------|
| 顧客関連資産 | 1,151百万円 | 20年  |

X. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

|               | 物流関連   | 食品関連   | 情報関連  | 不動産関連 | 合計     |
|---------------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 国内物流          | 19,958 |        |       |       | 19,958 |
| 国際物流          | 2,899  |        |       |       | 2,899  |
| 玄米卸売販売        |        | 4,695  |       |       | 4,695  |
| 精米卸売販売        |        | 15,537 |       |       | 15,537 |
| システム開発、保守等    |        |        | 1,521 |       | 1,521  |
| 棚卸支援機器レンタル    |        |        | 166   |       | 166    |
| その他           | 208    | 722    | 5     | 91    | 1,028  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 23,066 | 20,955 | 1,693 | 91    | 45,807 |
| その他の収益        | 1,282  | 10     |       | 3,990 | 5,282  |
| 外部顧客への売上高     | 24,348 | 20,966 | 1,693 | 4,081 | 51,090 |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「I.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

|               | 当連結会計年度 |       |
|---------------|---------|-------|
|               | 期首残高    | 期末残高  |
| 顧客との契約から生じた債権 | 5,693   | 6,238 |
| 契約資産          | 18      | 4     |

契約資産は、期末時点で履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した未請求のシステム開発に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

# 計算書類

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円未満切捨)

| 資産の部            |               | 負債の部             |               |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| 科目              | 金額            | 科目               | 金額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>13,174</b> | <b>流動負債</b>      | <b>19,897</b> |
| 現金及び預金          | 3,547         | 営業未払金            | 2,356         |
| 受取手形            | 508           | 短期借入金            | 4,100         |
| 営業未収金           | 5,190         | 一年以内に返済予定の長期借入金  | 590           |
| 商品及び製品          | 213           | 一年以内に償還予定の社債     | 9,736         |
| 仕掛品             | 46            | リース債務            | 89            |
| 原材料及び貯蔵品        | 348           | 未払金              | 1,710         |
| 前払費用            | 268           | 未払費用             | 334           |
| 短期貸付金           | 704           | 未払法人税等           | 104           |
| その他             | 2,456         | 前受金              | 312           |
| 貸倒引当金           | △110          | その他              | 563           |
| <b>固定資産</b>     | <b>74,480</b> | <b>固定負債</b>      | <b>29,644</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>53,017</b> | 社債               | 11,163        |
| 建物              | 13,558        | 長期借入金            | 10,872        |
| 構築物             | 1,106         | リース債務            | 172           |
| 機械装置            | 2,256         | 再評価に係る繰延税金負債     | 1,134         |
| 車両運搬具           | 68            | 繰延税金負債           | 997           |
| 器具備品            | 4,909         | 退職給付引当金          | 913           |
| 土地              | 29,494        | 受入保証金            | 1,260         |
| リース資産           | 328           | 資産除去債務           | 2,070         |
| 建設仮勘定           | 1,294         | その他              | 1,062         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>904</b>    | <b>負債合計</b>      | <b>49,542</b> |
| 借地権             | 812           | <b>純資産の部</b>     |               |
| その他             | 92            | <b>株主資本</b>      | <b>32,108</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>20,558</b> | 資本金              | 10,555        |
| 投資有価証券          | 8,318         | 資本剰余金            | 3,775         |
| 関係会社株式          | 5,786         | 資本準備金            | 3,775         |
| 長期貸付金           | 4,802         | <b>利益剰余金</b>     | <b>18,870</b> |
| その他             | 1,940         | 利益準備金            | 2,041         |
| 貸倒引当金           | △290          | その他利益剰余金         | 16,828        |
| <b>繰延資産</b>     | <b>68</b>     | 別途積立金            | 1,000         |
| 社債発行費           | 68            | 繰越利益剰余金          | 15,828        |
|                 |               | <b>自己株式</b>      | <b>△1,093</b> |
|                 |               | 評価・換算差額等         | 6,071         |
|                 |               | その他有価証券評価差額金     | 4,021         |
|                 |               | 土地再評価差額金         | 2,049         |
|                 |               | <b>純資産合計</b>     | <b>38,179</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>87,722</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>87,722</b> |

# 損益計算書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

| 科 目                    | 金 額           |
|------------------------|---------------|
| <b>I. 営業収益</b>         | <b>43,531</b> |
| 物流部門収益                 | 21,672        |
| 食品部門収益                 | 20,970        |
| その他事業部門収益              | 888           |
| <b>II. 営業原価</b>        | <b>38,837</b> |
| 荷役作業費                  | 10,939        |
| 賃借料                    | 2,638         |
| 人件費                    | 1,744         |
| 租税公課                   | 340           |
| 減価償却費                  | 1,094         |
| 商品原価                   | 18,724        |
| その他                    | 3,355         |
| <b>営業総利益</b>           | <b>4,694</b>  |
| <b>III. 販売費及び一般管理費</b> | <b>3,416</b>  |
| <b>営業利益</b>            | <b>1,277</b>  |
| <b>IV. 営業外収益</b>       | <b>498</b>    |
| 受取利息                   | 48            |
| 受取配当金                  | 426           |
| その他                    | 23            |
| <b>V. 営業外費用</b>        | <b>389</b>    |
| 支払利息                   | 270           |
| その他                    | 119           |
| <b>経常利益</b>            | <b>1,386</b>  |
| <b>VI. 特別利益</b>        | <b>57</b>     |
| 投資有価証券売却益              | 52            |
| その他                    | 4             |
| <b>VII. 特別損失</b>       | <b>16</b>     |
| 固定資産除却損                | 15            |
| その他                    | 0             |
| <b>税引前当期純利益</b>        | <b>1,427</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 316           |
| 法人税等調整額                | 98            |
| <b>当期純利益</b>           | <b>1,012</b>  |

## 株主資本等変動計算書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

|                         | 株 主 資 本 |       |       |          |         |        |         | 自己株式   | 株主資本合計 |
|-------------------------|---------|-------|-------|----------|---------|--------|---------|--------|--------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金 | 利益剰余金 |          |         |        | 利益剰余金合計 |        |        |
|                         |         | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |         |        |         |        |        |
|                         |         |       |       | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |        |         |        |        |
| 2022年4月1日残高             | 10,555  | 3,775 | 2,041 | 1,000    | 15,384  | 18,426 | △1,092  | 31,664 |        |
| 事業年度中の変動額               |         |       |       |          |         |        |         |        |        |
| 剰余金の配当                  |         |       |       |          | △567    | △567   |         | △567   |        |
| 当期純利益                   |         |       |       |          | 1,012   | 1,012  |         | 1,012  |        |
| 自己株式の取得                 |         |       |       |          |         |        | △0      | △0     |        |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |       |       |          |         |        |         |        |        |
| 事業年度中の変動額合計             |         |       |       |          | 444     | 444    | △0      | 443    |        |
| 2023年3月31日残高            | 10,555  | 3,775 | 2,041 | 1,000    | 15,828  | 18,870 | △1,093  | 32,108 |        |

|                         | 評価・換算差額等         |              |                | 純資産合計  |
|-------------------------|------------------|--------------|----------------|--------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 2022年4月1日残高             | 3,736            | 2,049        | 5,786          | 37,450 |
| 事業年度中の変動額               |                  |              |                |        |
| 剰余金の配当                  |                  |              |                | △567   |
| 当期純利益                   |                  |              |                | 1,012  |
| 自己株式の取得                 |                  |              |                | △0     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 285              |              | 285            | 285    |
| 事業年度中の変動額合計             | 285              |              | 285            | 728    |
| 2023年3月31日残高            | 4,021            | 2,049        | 6,071          | 38,179 |



## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）により評価しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

#### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ：時価法

#### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産…個別法

商品及び製品…個別法又は移動平均法

仕掛品 …個別法

原材料…個別法

貯蔵品…個別法

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、賃貸契約に基づいて実施した建物等の資本的支出に係るものについては、その賃貸期間を耐用年数として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

## 5. 繰延資産の処理方法

### 社債発行費

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

## 6. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理することとしております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：変動金利借入金

### (3) ヘッジ方針

個々の取引について内規に則り金利変動リスクをヘッジしており、財務部門で管理を行っております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 8. 重要な収益及び費用の計上基準

### (1) 国内物流に係る収益

国内物流においては、履行義務は倉庫業務における保管・入出庫作業・流通加工及び配送業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、保管数・作業数・輸送重量等に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

### (2) 国際物流に係る収益

国際物流においては、履行義務は輸出入におけるコンテナの通関等を請負う港運通関業務及び海外赴任等の引越を請負う海外引越業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。港運通関業務においては申告手数料や運賃等に基づくアウトプット法にて収益を認識し、海外引越業務においては経過日数による進捗率に基づくインプット法で収益を認識しております。なお、コンテナヤードで発生するターミナルハンドリングチャージに係る収益は、手数料を純額で収益として認識しております。また、代理店に支払う仲介手数料等を顧客に支払われる対価として取引価格から減額しております。

### (3) 玄米卸売販売・精米卸売販売に係る収益

玄米卸売販売・精米卸売販売においては、履行義務は卸売、搗精・加工作業等を通じた精米・無洗米・玄米等の受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益として認識しております。なお、搗精作業の請負業務については、作業料を純額として収益を認識しております。また、リベート等の顧客に支払われる対価については取引価格から減額しており、そのうち販売数量等により顧客に支払われる対価が変動するものについては、変動部分の額を見積もり取引価格から減額しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

## II. 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
減損損失 一百万円 有形及び無形固定資産 53,921百万円
- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ①算出方法

減損の兆候がある資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。

減損の兆候判定における市場価格は、主に社外の不動産鑑定士の評価を、また、減損の認識判定における割引前将来キャッシュ・フローは、主に社外の不動産鑑定士の評価に基づく将来時点における正味売却価額をもとに見積もっております。

#### ②主要な仮定

市場価格及び割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、還元利回り・割引率、比準価格であります。還元利回り・割引率は個々の事業用物件の特性を踏まえて算定しており、4.8%～19.4%としております。比準価格は取引事例をもとに算定しております。

#### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である還元利回り・割引率、比準価格の短期的な変動リスクは低いと見込んでいるため、翌事業年度に重要な減損損失が発生する可能性は低いと考えておりますが、資産グループの使用範囲・方法の変化があった場合は、翌事業年度に減損損失が発生する可能性があります。

## Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

## 1. 関係会社に対する債権・債務

|        |        |
|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 843百万円 |
| 長期金銭債権 | 7,535  |
| 短期金銭債務 | 954    |
| 長期金銭債務 | 92     |

## 2. 有形固定資産の減価償却累計額 27,029百万円

## 3. 担保に供している資産及び対応する債務

## 担保に供している資産

|        |          |
|--------|----------|
| 投資有価証券 | 5,880百万円 |
| 土地     | 14,992   |
| 建物     | 7,890    |
| 自己株式   | 114      |

その他、他社の所有不動産（土地235百万円、建物6百万円）を担保に差入れておりません。

## 上記に対応する債務

|       |          |
|-------|----------|
| 長期借入金 | 8,562百万円 |
|-------|----------|

## 4. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める算定方法に基づき、標準地の公示価格に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日…2000年3月31日

## Ⅳ. 損益計算書に関する注記

## 関係会社との取引高

|            |        |
|------------|--------|
| 営業収益       | 279百万円 |
| 仕入高        | 9,006  |
| その他の営業取引高  | 596    |
| 営業取引以外の取引高 | 191    |

V. 株主資本等変動計算書に関する注記  
自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首 | 増 加 | 減 少 | 当事業年度末 |
|----------|---------|-----|-----|--------|
| 普通株式(千株) | 1,020   | 0   | —   | 1,021  |

(注1) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 未払役員退職慰労金       | 5百万円   |
| 退職給付引当金         | 307    |
| 未払賞与            | 73     |
| 減価償却限度超過額       | 151    |
| 未払事業所税          | 13     |
| 未払事業税           | 18     |
| 貸倒引当金繰入限度超過額    | 122    |
| 減損損失累計額         | 322    |
| 資産除去債務          | 634    |
| 棚卸資産評価損         | 3      |
| その他             | 97     |
| 繰延税金資産小計        | 1,750  |
| 評価性引当額          | △510   |
| 繰延税金資産合計        | 1,239  |
| 繰延税金負債          |        |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △462   |
| その他有価証券評価差額金    | △1,774 |
| その他             | △0     |
| 繰延税金負債合計        | △2,237 |
| 繰延税金資産の純額       | △997   |

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円未満切捨)

| 種類  | 会社等の名称         | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係                 | 取引の内容        | 取引金額  | 科目    | 期末残高  |
|-----|----------------|----------------|---------------------------|--------------|-------|-------|-------|
| 子会社 | (株)ヤマタネロジスティクス | 所有<br>直接 100%  | 当社の貨物運送取扱業務委託             | 運送業務等の委託(注1) | 5,670 | 営業未払金 | 642   |
|     |                |                |                           | 資金の回収(注2)    | 40    | 短期貸付金 | 594   |
| 社   | 山種不動産(株)       | 所有<br>直接 69.5% | 当社と連携し不動産の販売・賃貸・管理等の業務を運営 | 貸付金の利息(注2)   | 4     |       |       |
|     |                |                |                           | 資金の回収(注2)    | 150   | 長期貸付金 | 6,950 |
|     |                |                |                           | 貸付金の利息(注2)   | 42    |       |       |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引価格については、市場価格に基づき交渉の上、決定しております。

(注2) 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,698円49銭

2. 1株当たり当期純利益 98円7銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益 1,012百万円

普通株主に帰属しない金額 -

普通株式に係る当期純利益 1,012百万円

普通株式の期中平均株式数 10,323,322株

Ⅸ. 企業結合に関する注記

連結注記表「企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社 ヤマタネ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井澤 依子

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマタネの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマタネ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社 ヤマタネ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井澤 依子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマタネの2022年4月1日から2023年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第124期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

株式会社ヤマタネ 監査役会

|       |       |     |   |
|-------|-------|-----|---|
| 常勤監査役 | 土 屋   | 修   | ㊟ |
| 常勤監査役 | 一 法 師 | 裕 二 | ㊟ |
| 社外監査役 | 内 藤   | 潤   | ㊟ |
| 社外監査役 | 太 田   | 律 子 | ㊟ |

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋兜町7番1号  
KABUTO ONE 4階 HALL&CONFERENCE  
電話 (03) 6231-0567



## <交通のご案内>

- 地下鉄 東京メトロ東西線・日比谷線  
「茅場町」駅 11番出口直結
- 東京メトロ銀座線・東西線、都営浅草線  
「日本橋」駅 D2出口 徒歩2分
- 東京メトロ丸ノ内線  
「東京」駅 八重洲北口 徒歩12分
- JR線 JR線  
「東京」駅 八重洲北口 徒歩12分

※会場には駐車場のご用意がございませんので、ご了承ください。

